

規則（訓令）名	理 由	要 旨
奈良県教育委員会事務局 職員安全衛生管理規程の一部改正	労働安全衛生法等に基づく事業場単位的安全衛生委員会に関して明記し、労働安全衛生体制の強化のため、所要の改正をしようとするものである。 また、労働安全衛生に関する分掌事務の移管に伴い、所要の改正をしようとするものである。	1 安全衛生委員会の設置事業場・組織の明確化 (1) 設置事業場の明確化 (第 11 条関係) (2) 委員会を組織する者に関する変更 (第 13 条関係) (3) 教育機関に設置する委員会を組織する者に関する規定の新設 (第 13 条の 2 関係) (4) 議長とする者の明確化 (第 14 条関係) 2 分掌事務の移管に伴う改正 (1) 副総括安全衛生管理者を教職員課長から福利課長に改める。 (第 6 条関係) (2) 庶務担当課を教職員課から福利課に改める。 (第 17 条関係) 3 その他 所要の規定の整備を行う。 4 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

事務局 一般

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和 年 月 日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

第六条第二項中「教職員課長」を「福利課長」に改める。

第十一条中「安全衛生委員会」を「事務局及び常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に安全衛生委員会」に改める。

第十二条中「第五条第三項各号」を「第五条の二各号」に改める。

第十三条第一項中「委員会」を「事務局に設置する委員会」に改め、同条第二項中「の推薦」を「又は労働者の過半数を代表する者の推薦」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に設置する委員会を組織する者は、当該教育機関の所属長が別に定める。

第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に設置する委員会においては、当該教育機関において安全及び衛生に関する事項を総括管理する者又はこれに準ずる者をもって充てることができる。

第十七条中「教職員課」を「福利課」に改める。

改 正 案	現 行
（副総括安全衛生管理者） 第六条 略 2 副総括安全衛生管理者は、<u>福利課長の職</u>にある者をもって充てる。 3 略 （安全衛生委員会） 第十一条 職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議させるため、<u>事務局及び常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> （所掌事務） 第十二条 委員会は、<u>第五条の二各号に掲げる業務の基本的事項について調査審議する。</u> （組織） 第十三条 <u>事務局に設置する委員会</u>は、次に掲げる者をもって組織する。 一 六 略 2 前項第六号の委員の定数は、四人とし、奈良県職員労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき、教育長が指名する。 3 略 第十三条の二 <u>常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に設置する委員会を組織する者は、当該教育機関の所属長が別に定める。</u> （議長） 第十四条 委員会に議長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。ただし、常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に設置する委員会においては、当該教育機関において安全	（副総括安全衛生管理者） 第六条 略 2 副総括安全衛生管理者は、<u>教職員課長の職</u>にある者をもって充てる。 3 略 （安全衛生委員会） 第十一条 職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議させるため、<u>安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> （所掌事務） 第十二条 委員会は、<u>第五条第三項各号に掲げる業務の基本的事項について調査審議する。</u> （組織） 第十三条 <u>委員会</u>は、次に掲げる者をもって組織する。 一 六 略 2 前項第六号の委員の定数は、四人とし、奈良県職員労働組合の推薦に基づき、教育長が指名する。 3 略 （議長） 第十四条 委員会に議長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

改 正 案	現 行
及び衛生に関する事項を総括管理する者又はこれに準ずる者をもって充てることができる。 2 略 (庶務) 第十七条 委員会の庶務は、福利課において行う。	2 略 (庶務) 第十七条 委員会の庶務は、教職員課において行う。